

確定申告

準備はお済みですか？

所得税・町県民税の
申告期間は、**2月17日(月)～3月17日(月)**です。

この申告は、令和6年中の所得を申告するもので、令和6年分の所得税や令和7年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。
「町県民税申告書」を前年の申告状況に基づき送付していますが、次の内容をよくご確認ください。

国税務課住民税班
東金税務署
☎(84)1212
☎0475(52)3121

町の申告相談

会場 文化会館

受付 午前8時30分～11時、午後1時～4時

※受付開始時間に変更になっていますので、ご注意ください。

相談 午前9時～正午、午後1時～

※期間中の土・日曜日、祝・休日を除く

申告相談地区割日程表

日程	地区割
2月17日(月)	全地区
2月18日(火)	大総地区・東陽地区
2月19日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月20日(木)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月21日(金)	上堺地区・白浜地区
2月25日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月26日(水)	大総地区・東陽地区
2月27日(木)	上堺地区・白浜地区
2月28日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
3月3日(月)～17日(月)	全地区

※上記日程で都合の悪い方は、対象地区ではない日でも相談できます。

※申告期間のうち、以下の日の午前中は、混雑が予想されます。

・2月17日(月)～3月7日(金) ・3月10日(月) ・3月17日(月)

町では受けられない申告相談

次の申告に関する相談は、町では受けられませんので、東金税務署へご相談ください。

- ①青色申告 ②土地・建物および株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
- ③雑損控除 ④消費税 ⑤贈与税 ⑥相続税
- ⑦初回の住宅借入金等特別控除 ⑧令和5年分以前の申告
- ⑨準確定申告

お願いと注意事項

- 事業所得や不動産所得などの収支内訳は事前に計算をしてください。
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書を作成してください。
- 国税庁では令和7年1月から確定申告書提出時に申告書の控えに収受日付印は押なつしないことから、町で受け付けする確定申告書の控えも収受日付印は押なつしませんので、ご注意ください。

所得税の確定申告が必要な方

- 事業所得(営業・農業等)や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方
- ※土地、建物、株式等の譲渡所得の申告相談は、東金税務署で受けてください。
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与を1か所から受けていて、かつ、各種所得金額(給与及び退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受け